

令和2年度第1回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	令和2年7月13日(月) 10時から11時30分まで
場 所	平塚市役所本館3階 302会議室
出席委員 (9名)	原田会長、陶山副会長、数田委員、白石委員、曾我委員、小林委員、西尾委員、久永委員、西田委員
事務局 (9名)	環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施設管理担当課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、上家主査、大森主任
傍聴者 (0名)	なし

《委嘱式》

○審議会の開催に先立ち、各委員に市長から委嘱状を手交。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。各委員自己紹介。本日欠席の市川委員、ごみ減量化推進員会から今後推薦される委員に対する委嘱は、第2回審議会席上で執り行うことにする。

《会長及び副会長の選出》

○平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第4条の規定に基づき、委員間の互選とした。特段、委員から意見がなかったため、事務局から原田委員を会長、陶山委員を副会長とする案を提示。異議なく承認される。原田会長、陶山副会長が席を移動し、それぞれ就任の挨拶。

《諮問書の手交》

○次の諮問書を市長から原田会長に手交する。
・「平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

《以下、審議会の開催》

○市長挨拶

○事務局職員自己紹介(環境部長、環境部廃棄物関係各課長)

(環境政策課長)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。本日の審議会の出席者は9名となっており、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。また、本日、会議の傍聴者はございませんが、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、委嘱式並びに審議会は公開としております。それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

(会長)

令和2年度第1回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。先程、市長から「平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問がありました。それでは、まず議題(1)の「令和2年度平塚市廃棄物対策審議会年間スケジュール」について、事務局から説明を受けたいと思います。

(事務局)

始めに、事前に送付させていただきました会議資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 令和2年度平塚市廃棄物対策審議会 年間スケジュール案
- ・資料2 諮問書の写し(一般廃棄物処理基本計画の改定)
- ・資料3 平塚市一般廃棄物処理基本計画骨子案 2020.7.13
- ・資料4 可燃ごみ戸別収集の社会実験に関するアンケート調査について
- ・資料5 可燃ごみ戸別収集の社会実験に係るアンケート調査【速報版】

そして、本日、机の上に置かせていただきました「次第」、「委員名簿」と「席次」です。不足の資料あるいはお持ち忘れの資料がございましたら挙手をお願いします。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

資料1「令和2年度平塚市廃棄物対策審議会年間スケジュール案」について説明させていただきます。今年度御審議いただきますのは、「一般廃棄物処理基本計画の改定」と「可燃ごみ戸別収集の検証」の2点です。一般廃棄物処理基本計画は、前年度にいただいた答申を踏まえ骨子案を作成しました。今後、パブリックコメントの実施を挟みますが審議会としての意見のとりまとめをお願いします。可燃ごみ戸別収集の検証は、現在も社会実験は継続中ですが、5月から6月にかけてモデル地区住民を対象にアンケートを実施しました。その結果や今年後半に行うパブリックコメントの結果等を踏まえ、今後の全市展開に向けた審議会の意見を承りたいと思っています。

審議会開催時期は、第2回は8月下旬、第3回は10月中旬、第4回は12月下旬若しくは来年1月上旬に開催していくということで御相談させていただきたいと思っています。

(会長)

資料1、審議会の年間スケジュールについて、何か御質問、御意見等はございますか。

(全委員)

特に発言なし。

(会長)

次に、議題(2)の「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」を論議していきたいと思えます。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料2は、「平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について」の諮問書です。表面は市長が読み上げております。裏面は諮問理由です。(要約して読み上げ。記録省略)

引き続き、資料3「平塚市一般廃棄物処理基本計画骨子案」につきまして、本日は44ページ、第2章第3節までの説明をいたします。

第1章基本的事項は、計画改定の目的と背景、計画の位置づけ、計画期間と対象について書いています。改定の目的と背景は、法定計画である前計画が今年度をもって期間満了を迎えることや、現代の社会経済活動が抱える課題に対し、SDGsなど国際社会の新たな目標や考え方が示され、国の計画でも循環型社会の形成、低炭素社会・自然共生社会との統合を中核に添えつつ、環境的側面だけでなく、経済的側面や社会的側面との統合的な向上が不可欠であると謳われてきたことがあります。計画の位置

づけは、国の環境基本法を頂点とする法体系の下に連なるものであり、計画期間は、令和3年度からの10年間で、これまでと同様に長期的な視点に立った基本的な方針を定める内容にする予定です。本計画の対象は、本市区域内で発生、処理するごみ、し尿などすべての一般廃棄物です。

第2章は、ごみ処理基本計画です。この章は、ごみ処理の現状、前計画におけるごみ処理に対する取組、ごみ処理の課題について書いています。ごみ処理の現状として、分別区分と処理方法は表2-1と2-2に整理し、処理の流れと平成30年度の処理実績は図2-2、2-3にお示しています。処理施設は、ごみ焼却施設、粗大ごみ破碎処理施設、資源化等施設、埋立施設があり、表2-3、2-5、2-6、2-7にそれぞれの施設概要を載せています。収集運搬体制は表2-8のとおりです。続いて、表2-9は、前計画で掲げた「ごみの排出量・減量化」、「資源化」、「最終処分量」の3つの目標値に対する達成の見込みについて整理しています。ごみの排出量は、1人1日あたり総量で既に平成30年度871gになっており、最終目標である889gは下回れる見込みです。資源再生物を除く家庭系ごみでも1人1日あたり491gになっており、最終目標である525gは下回っている状況です。資源化は、平成25年度から環境事業センターから排出する焼却灰及び飛灰を溶解処理し、路盤材等の資源として有効活用していますが、資源化率、総資源化量とも目標値は下回る見込みです。これについては、後半のごみ処理の課題のところで確認していきます。最終処分量は、環境事業センターの焼却残渣の資源化により埋め立てがゼロになったことから、量、率ともに大幅な減少が達成できています。さらに他の指標等からも検証を加えています。ごみの排出量については、家庭系の資源再生物も含む総排出量で見ても、平成30年度は平成21年度に比べて約14%減少と堅調に推移しており、達成はほぼ見込まれます。資源化率については、計画収集した家庭系ごみのうち資源再生物の資源化量では、平成30年度は平成21年度に比べて約9%減少しています。ごみ処理及び維持管理費は、平成25年10月に稼働した環境事業センターの運営を委託化したことで技能職の件費が減少し、代わって中間処理の委託費の中間処理費が伸びています。また、不燃ごみや粗大ごみなどの委託化を開始したことで委託費の収集運搬費も増加しています。二酸化炭素排出量については、ごみの減量を進めて焼却量を減らすこと、合成樹脂類の混入を防止すること、レジ袋も石油由来でないものを率先推奨することなどで削減を図っていく必要があります。

前計画におけるごみ処理に対して取り組んできたことに関しては、家庭系の減量化・資源化では、マイバッグ持参率調査、コンポスターの斡旋販売、生ごみ自家処理相談会、フードドライブ、小学生対象ごみ学級、清掃業務見学会、ごみ通信の発行、ごみアプリの更新、分別カレンダーの作成、事業系ごみでは、多量排出事業者への立入調査、一般廃棄物収集運搬実績調査、パンフレットの発行、展開検査を挙げました。美化活動に関しては、春と秋の年2回の市内一斉のまちぐるみ大清掃、美化推進モデル地区の活動への支援を行ってきました。

また、本市と人口規模が類似する全国の都市や神奈川県他市のデータも収録しました。これは、本市がさらに減量化を進めていくには今後こういったところに力点を置いて施策を検討していけばいいかが比較の中から見えてくることを期待したためです。

焼却ごみの組成という点では、1m³あたりの重量を示す単位容積重量は平成24年度の212kgをピークに近年では120kg程度まで低下しており、焼却する際の熱量を示す低位発熱量は年々増加の傾向にあります。このことから、軽くてカロリーの高いものが多く焼却に回っていることが読み取れ、焼却炉には過負荷が掛かっていると考えられます。ごみ袋の開封調査を行った結果でも、家庭系ごみのうち可燃ごみとして排出された内容は厨芥類が約半数となりますが、資源再生物としての紙類と容器包装プラスチックの割合も約1/4程度含まれています。また、事業系ごみとして排出された内容も家庭系と似た傾向が見られ、産業廃棄物としての廃プラスチック類の混入も見られています。

本日の説明の最後は、これまでのごみ処理の現状やごみの減量化・資源化に対する取組を見てきた中でのごみ処理の課題についての整理です。最初に家庭系ごみでは、(1)可燃ごみの減量・分別です。前計画で掲げた排出原単位の目標値に対しては達成が十分見込める位置にあることは確認してきたと

おりですが、県内他市との比較では7番目に多い状況にあることや開封調査では厨芥類が約半数、資源再生物の紙類と容器包装プラスチックが1/4を占める結果を踏まえると、食品ロス対策を始めとする生ごみの排出抑制や紙類や容器包装プラスチックの分別のより一層の徹底が課題となります。

(2) 資源再生物の分別徹底です。本市が計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」の資源化率は、県内では5番目に低い25.3%、排出原単位は9番目に少ない167.8gといった状況にあります。県内1位の鎌倉市が37.5%、2位の横須賀市が35.0%と10ポイント以上の開きがあります。主な要因は、紙類と容器包装プラスチックの分別排出にあると考えられるため、分別のより一層の徹底が課題となります。

(3) 超高齢社会対策です。本市の65歳以上の人口割合は平成30年(2018年)には27.3%であったものが、令和3年(2021年)には37.4%まで上昇するという将来展望もあり、現実には在宅医療廃棄物や使用済みオムツなどの増加、高齢者によるごみの出し方や分別排出をめぐる課題が一層顕在化してくることが予想されます。これまで「福祉収集」や「ふれあい収集」の取組などで高齢者支援に努めてきましたが、現在3か所で社会実験を行っている戸別収集の将来的な市内全域への拡充も含め、対応策を引き続き検討していく必要があります。

(4) 家庭用ごみ袋の有料化についての考え方です。家庭系ごみは、現状において目標以上の減量を達成できており、直ちに市民に経済的負担を課して取り組まなければならない状況とは言えません。しかし、ごみ出しにかかる公平性の確保や受益者負担の原則の観点だけでなく、2019年に発表された国のプラスチック資源循環戦略などで、地球温暖化や海洋プラスチックごみ対策の一環としてバイオマスプラスチックが使用されるような取組を進めるとされていることから、将来的な可能性も想定しそうした材質から作られる製品の市況の推移なども見ながら引き続き検討していくようにします。

次に事業系ごみですが、近年排出量が増加傾向にあり県内でも19市中6番目に多い実態をどう改善していくかにあります。特に小売業に対しては、依然として資源として再生できる紙類や産業廃棄物に当たる廃プラスチック類の混入をどう防いでいくか、食品関連事業者には食品ロスを含む食品残渣の減量化・資源化を促し、医療・福祉施設からは、年々オムツの排出が多くなってきていること等に鑑み、各事業者が環境配慮に基づき適正に廃棄物処理を推進し、ごみの減量や資源化が促進されるよう引き続き啓発に努めていきます。

各処理計画との関連での課題についてもここで整理しておきます。

(1) 収集運搬計画では、現在は社会実験として実施している可燃ごみの戸別収集を市内全域へ展開していく場合、一部民間委託の導入が想定されますが、災害時に機動的に対応していくために必要な直営体制の維持と合わせた全体の収集体制の適正化の検討が必要です。

(2) 中間処理計画では、環境事業センターにおいては合成樹脂類の搬入の増加は設備への負荷や二酸化炭素排出量の増加に繋がるため、市民に対して分別排出の徹底周知。リサイクルプラザにおいては、ここところ二次電池や不適物が混入し、施設内で発火する事例が続いているため、やはり市民に対して分別排出の徹底周知が重要になります。粗大ごみ破碎処理場においては、既に令和7年度までの延命化は図られていますが、リミットとの関連から更なる延命化の実施や将来的な施設整備については、引き続き平塚・大磯・二宮の枠組みでの広域化施設として再整備していくよう検討する必要があります。

(3) 最終処分計画では、環境事業センターの稼働によって、焼却残渣は全量資源化へ回ることになり、埋め立て量は大幅に削減できましたが、ひとたび大規模災害等が起きれば不燃残渣物が大量に発生することは避けられません。そうしたある種の有事の側面だけではなく、日常における粗大ごみ破碎処理場から出るガラスや陶磁器の資源化についても費用対効果や最新技術の動向などを踏まえ検討が必要です。

最後に二酸化炭素排出量との関係です。家庭系ごみの減量化により環境事業センターで焼却されるごみも削減傾向にあります。しかし、ごみの組成や単位容積重量、低位発熱量の値からは合成樹脂類の混入が疑われ、二酸化炭素排出量の増加の原因になっていると考えられます。そのため、容器包装プラス

チックの分別・リサイクルの徹底、破碎処理後の焼却ごみの削減、事業系ごみの展開検査強化による廃棄物の削減など、様々な取組を結集し二酸化炭素排出量の削減に繋げていく必要があります。
以上で議題（２）「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の説明を終了します。

（会長）

ただいま、事務局から議題（２）「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」資料３に基づき４４ページのところまでの説明がありました。昨年度の審議会で議論してきたことがきちっとまとめられてきていると思いますが、何か御質問、御指摘はございますか。

（委員）

第１章第４節に本計画の計画対象が示されていますが、今回、食品ロス対策について言及しているということで、２に計画収集以外の処理・資源化量があってこれが新しいのかなと思いました。家庭や事業所から発生する資源再生物を含む一般廃棄物の発生量のうち、生ごみ等の自家処理や民間事業者等において資源化するもの、こういった要素が明記されているのは良いと思うが、この中には店頭回収や未使用食品をフードバンク等に寄付された量のほか、市外から持ち込まれたものを含むとなっていて、未使用の食品やフードバンクに寄付したものをごみに含めていいのかが気になりました。これらはまだごみに至らないもの、ごみになっていないものなのかなと私は思っていたので、フードバンク等に寄付されたものをごみの量に含めてしまうという整理の仕方はもう少し工夫が必要なのではないかと思いません。もちろん現実として、ごみにならないで減らしていくことを市として取り組むのは大事なことなので政策上は問題ないと思うのですが、言葉の問題、使い方という点で若干気になりました。

（事務局）

今回、食品ロス対策による廃棄物抑制ということで、フードバンクさんへの寄付量というものを一つの指標というかベンチマークとして置こうとしているわけですがけれども、廃棄物計画は、あくまで無価値物についてのとりまとめになりますので、表現については検討させていただきます。

（会長）

他に何か御意見、御質問はありますか。

じっくりと時間をかけて一行一行を見ていくというわけにはいかないわけですがけれども、後で何か御質問、お気づきの点がありましたら事務局まで御連絡いただくということでお願いいたします。それでは、今日説明があった部分、記述内容については御了承いただけたと判断させていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

（全委員）

一同了承

（会長）

ありがとうございました。

追加で事務局に寄せられた御質問や御意見については、次回の審議会で御報告させていただくことにいたします。

では次に、議題（３）の「可燃ごみ戸別収集の社会実験について」に入りますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4と資料5により説明させていただきます。資料4は、アンケート調査の実施要領です。可燃ごみ戸別収集の社会実験は、昨年10月から3つのモデル地区で開始しましたが、6か月を経過したところで実際に経験した生の声を伺おうと対象住民の方々にアンケートを実施したものです。アンケートのポイントは、市民の満足度の向上、美観・景観の向上、減量化・資源化の意識の向上、ごみの回収頻度の妥当性の4点に置きました。実施期間は、5月25日から6月19日までの26日間、アンケートの配付は、職員による直接ポスティング、回収は、返信用封筒により行いました。各地区の対象世帯数は、夕陽ヶ丘584世帯、立野町478世帯、大神310世帯でした。

引き続き、資料5アンケート調査の結果の速報版に移らせていただきます。まだ単純集計の形であることは御了解ください。6月26日までに届いた回答は860通、回答率は約63%でしたが、無効回答を除いた761通で集計しています。地区ごとの回答率は、資料には載せていませんが、夕陽ヶ丘が58.7%、立野町が54.0%、大神が51.6%といずれも過半数は超えています。

質問の内容に入っていきます。質問1は、回答者の属性です。回答者の居住地区は、夕陽ヶ丘45%、立野町34%、大神21%の順です。回答者はどなたかということについては、世帯主かその配偶者が97%を占めています。性別では、女性の割合が68%で2/3強。年齢構成では、70歳代が最多の25.5%、60歳代が19.8%、50歳代が17.2%と多く、80歳代、40歳代を含めまして、40歳以上というように見方をしますと全体の91.6%になります。職業構成は、専業主婦・主夫が最多で、無職、給与所得者と続きます。同居者の人数は、2人世帯が最多、次に3人世帯、1人世帯、4人世帯の順です。居住形態は、中規模以上の集合住宅は原則として戸別収集の対象外としていることもあり、戸建て住宅が9割以上でした。質問2から具体的内容になります。

質問2は、社会実験に対する最初の印象を伺いましたが、結果は88%と9割近い方が賛成をしていただいていたということで、好意的に受け入れられていたと捉えることができると思います。

質問3は、質問2で「反対」と答えた方にその1番の理由をお尋ねしました。結果は、「カラスや猫の被害」や「プライバシーの侵害の恐れ」を挙げられた方が多く、その他の回答の中には、「容器を片付ける手間」や「防犯上の不安」を挙げられた意見もありました。

質問4は、社会実験に入る前に準備したことを伺いました。結果は、「ポリバケツ」あるいは「ネット」を準備した方が合わせて66%、「特に何もしなかった」は24%でした。

(資料中の記述「巡視した」は「準備した」の誤り。2か所の訂正をお願いしました。)

質問5は、社会実験が始まる前後でごみの減量化や資源化に対する意識が高まる方向に変わったかどうかをお尋ねしました。結果は、「変わった」が52%、「変わらない」が48%でした。ただし、以前から意識を持っていた方には変わりようがなく、その場合「変わらない」と答えている場合もあると思いますので、実態としては、啓発は着実に進んでいると考えられると思います。

質問6は、景観に対する印象を伺いましたが、結果は、「良くなった」が68%、「以前と変わらない」即ち現状維持が25%でした。景観の向上は、戸別収集を進める上での主要なメリットの一つと捉えていましたので、合わせて93%に達したということは、今後に向けた好材料になるものと思います。

質問7は、質問6で「悪くなった」と答えた方にその1番の理由をお尋ねしました。結果は、「カラス等に荒らされてごみが散乱」や「家の前にごみが出ていること」が挙げられました。

質問8は、ご近所付き合いの変化について伺いましたが、結果は、「悪くなった」と答えた方は全体の僅か1%程で、「以前と変わらない」と答えた方が91%ありました。これを見るかぎり、戸別収集がご近所付き合いに悪影響を及ぼすことは極めて低いと考えることができると思います。

質問9は、戸別収集に対する不満について伺いましたが、結果は、「不満なし」が89%、「不満あり」が11%でした。

質問10は、質問9で「不満あり」と答えた方にその1番の理由をお尋ねしました。結果は、個々の不満の理由が回答の選択肢と完全一致しないため、その他を選択し個別意見を書かれた方が多くいられ

ました。内容としては、「隣近所の雑なごみ出し故にカラス被害に遭っても市が対応しない」や「収集日の変更」が多く挙げられていました。用意していた回答肢では、「カラスや猫の被害を防ぐことが面倒だから」が24%で最多でした。

質問11は、戸別収集の回収頻度について伺いました。結果は、「1週間に2回」の現状維持を肯定する意見が94.8%と圧倒的でした。

質問12は、戸別収集は継続すべきかを伺いましたが、結果は、「思う」と答えた方は81%、「どちらでも良い」が14%となり、肯定的と受け取れる意見は合わせて95%ありました。

質問13は、自由記述欄です。肯定的な意見には、集積所管理の問題やごみ出しの負担軽減、カラスや猫による被害も思っていたほど少なかったなどのメリットを享受している方から寄せられ、一方、否定的な意見には、回収の時間が遅い、ポリバケツ等の片づけの手間、近隣にカラス等への対策がルーズな家があり自宅にごみが飛んでくる、ポリバケツの蓋が風に煽られ飛ばされたことがある、同じ方からになります飛ばされた蓋でもし他人を怪我させてしまったら誰が責任をとるのかなどの意見が見受けられました。以上で議題(3)「可燃ごみ戸別収集の社会実験について」の説明を終了します。

(会長)

何か御質問、御指摘はありますか。

(委員)

無効回答が99通あったということですが、どういうものが無効の扱いになるのでしょうか。

(事務局)

具体的に申しますと、調査対象はモデル地区にお住いの世帯の住民の方としていましたが、法人事業所の名前で返信されてきたものや一つの質問に複数の回答が書かれていたもの、白紙で回答されたものを無効として取り扱っています。

(委員)

そういう意味で言うと、回答者の居住形態で「共同住宅」が68件あるというのはどういうことになりますか。アパート、マンションなどの共同住宅は、戸別収集の対象から外したはずだからゼロでなければおかしいと思うのですが。

(事務局)

回答者の居住形態に共同住宅が選ばれていることについては、例えば、比較的小規模のアパートでは、まちのごみ集積所を利用していたケースは実際にありますので、そうした世帯からの回答をカウントしたものだと思います。

(会長)

大規模なマンションだと専用のごみ集積所を持っているが、小さいところは近所の戸建て世帯と同じようにまちのごみ集積所に出していたということですね。そういう世帯は対象になっているということですね。

(委員)

アンケート結果は、他市、戸別収集を先行しているところとほぼ相違ないという感じで見えています。ただ、これにおいて、通常収集にあてた市側の負担は間違いなく増えていると思うのですが、その辺の費用負担のようなもの(資料)はこれから出てくるのでしょうか。

(事務局)

先ほどの一般廃棄物処理基本計画の中にもありましたが、現在、粗大ごみと不燃ごみは民間委託を行っておりますけれども、今後は可燃ごみについても民間委託を一部入れ、直営で担う部分と合わせていく状況が出てくるのかなという認識でいます。そこにつきましては、市の行財政改革計画も絡んでくるところですので、今後、具体的に、いついつまでにとということが決定されてくるのかなと思っています。社会実験中の負担については、直営の職員により行っておりますので、特に追加の経費を要したということはありませんけれども、今後、全体に拡げていくというところでは検討は当然必要となるだろうと予測しています。

(会長)

今のところは、3か所くらいですから、実質的に現体制の中でどこまでできるかというチェックができていくわけですが、もし拡大した場合にはどのくらいの費用の増加が出て、民間委託した場合はどのくらい経費を抑えられるのか、その辺りをきちっと把握したうえで、入札制度にも掛けていかなければ意味がないと思っています。

(委員)

先ほどの一般廃棄物処理基本計画の素案の中で、ごみ袋の有料化については、今すぐは時期尚早だが、検討は継続するということが出ておりますけれど、恐らく、戸別収集で費用負担が増えることによってその議論がもう一遍出てくるのではないかと思いますので、そういうデータはやはり大事かと思います。

(会長)

これからの論議のためには必要なデータになってくると思いますので事務局には準備の方をお願いしたいと思います。他に何か。

(委員)

アンケート結果については、これだけ肯定的な意見、要望があるということで、今後、行政サービスとして着地させていかなければいけないと思います。そのうえで、このアンケート結果は、回収される側(利用者側)のものですが、回収する側の声、意見についてもある程度把握しておく必要があると思います。戸別収集は、民間委託だろうと直営だろうと、どちらにしてもルートを多く回る必要があるという点では、端的に言えば、事故のリスクは上がると思いますので、双方の声をまとめて、費用負担の問題とともに審議会で語りながら、平塚の最も良い戸別収集の型を見出して早期にやっていくのがいいのかなと感じたところです。

(会長)

ただいまの発言は、利用者だけでなく、従事している側に対してもアンケート調査を行って声を把握するべきだということですね。

(委員)

そうです。双方の声というか意見を情報として持っておきたいなと思ひまして。

(会長)

増加したものは何もコスト面だけではないと思います。従事者からすると精神的、肉体的、それと時間的な面からの意見が聴かれるかもしれません。調査の方はぜひお願いします。

(委員)

実際に社会実験の様子を見ていますと、巡回する車を起点としてドライバー以外は分散して駆け足してあちこちからごみを集めてきて収集車に積み込んでいますね。ごみ収集車が長時間滞在しているなんて意見も1件出されているようだけど、職員は相当努力してくれていますよ。そういう苦労話は仲間内だからもう入っているでしょうし、少し話してもらえないでしょうか。

(事務局)

社会実験に当たっている班員の声として、戸別収集は手間がかかるし、全市に広げたらもっと人数が必要になる、現在の職員の平均年齢は50歳を超え高齢化しているからそういう面でもケアを考えたほしい、再任用職員を充てるのは人にもよるが少しきついのではないかと、車も台数を増やす必要がある、それと、何が何でも戸別収集でなくても団地であるとか大きなマンションとかはステーション収集を継続しながら効率的な収集方法を考えたいいいのでは、といった内容を聴いています。職員は、戸別収集という新しいやり方について否定的ではなく、やるのだったらこうした方がいいという肯定的な意見を全員出してくれています。職員には、夏以降、暑い時期を経験した後に、改めて聴くということにしていますので、今回コロナの影響などもあったのでアンケート調査もどの程度具体的に聴けるかは不明な点もありますが、その内容等については、今後のパブリックコメントにもニュアンスとして組み込みながら、市民の皆さんの意見を再度伺っていきたくと考えています。

(会長)

大変重要なポイントだと思いますので検討していただくようにお願いします。

戸別収集は、相対的に肯定的な意見と捉えられましたが、プライバシーの問題と個人の負担、特にクラスや猫対策のネットやポリバケツの準備といった点がこれからも反対要因になってくると思います。では、それらに対してどういった対応策が考えられるかといえ、もう量的にきちっと幅広く展開してしまうことだろうと、そうすればそれが当たり前になって文句も出てこなくなるだろうと思うのですが、戸別収集は、始めたら止められない、後戻りできないという側面を持ち、我々はもう社会実験に着手しているわけですから、3地区だけで終わるわけにはいかないわけです。全面展開を念頭に置いたうえで、コストはどのくらいかかるのか、人件費の負担はどうなるか、マンパワーはどれだけ増やさないといけないかなど、数値的側面をきちっと捉えておかないと計画が破綻してしまう恐れもありますので、今年度の審議会で我々もしっかり検討していくことが必要です。

基本計画に関しては、変化に対して適合していくということが大事な点で、超高齢社会や人々の豊かさ、アメニティの飽くなきを追求、そして地球温暖化の進展の問題は、当面、止まることを知らない大変大きな問題です。まず高齢者は、ある意味ごみ弱者と言えらると思いますが、これは戸別の対応である程度カバーできると考えていますが、豊かさの追求については、人間のマインドの問題であり、絶対止まりません。ですから、これからのごみの量や質はこれまでとは変わってくる可能性があります。人口減少が進んでもそれは変わらないと思います。その辺についても当審議会でしっかり考えていかなければならないと思っています。そして、温暖化の進展ですが、大災害の発生と同時に災害ごみが出れば、それは半端なく莫大なものになります。戸別収集なんて一溜まりもなく吹っ飛ばされてしまうでしょう。だから放置できない問題です。我々としてもこれらのことをよく検討していかないといいませんので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

それでは、議題(4)の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

次回の日程合わせをさせていただきます。第2回は、年間スケジュールでも8月下旬でとお話しさせていただきましたが、具体的な日取りとしまして、8月25日(火)か、27日(木)のどちらかではないでしょうか。

8月25日(火)午前10時からとなる。

開催通知は追って送付させていただきます。会議室は、なるべく広めの部屋を確保するようにしたいと思います。

(会長)

それでは、これで本日の第1回廃棄物対策審議会を終了します。皆さんお疲れ様でした。

以上